

鉱区税

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を与えられていることに対してかかる税金です。



★ 納める人 ★

県内に石灰石、ろう石、金、マンガンなどの鉱区を持っている鉱業権者です。

★ 納める額 ★

鉱区の種類		納める額
①砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに……………年400円
②砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1000メートルごとに……………年600円
	その他のもの	面積100アールごとに……………年200円

ただし、石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記①の金額の $\frac{2}{3}$

★ 申告と納税 ★

申告 鉱業権の取得、消滅又は変更の日から15日以内です。

納税 5月に納税通知書により納めます。

狩猟税

狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録をするときにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護などに関する費用に充てられる目的税です。



★ 納める人 ★

狩猟者の登録を受ける人です。

★ 納める額 ★

種	類	納める額
第一種銃猟免許*1に係る狩猟者の登録を受ける人	①県民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	②県民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
網猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	③県民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	④県民税の所得割額の納付を要しない人	5,500円
わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	⑤県民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	⑥県民税の所得割額の納付を要しない人	5,500円
第二種銃猟免許*2に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円

*1 第一種銃猟免許…装薬銃を使用する猟法 *2 第二種銃猟免許…空気銃を使用する猟法
 (注1) ②・④・⑥に該当する県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、県民税の所得割額の納付を要する人の同一生計配偶者または扶養親族(農林水産業に従事する人を除く。)に該当する人は、それぞれ①・③・⑤の税率となります。
 (注2) 対象鳥獣捕獲員または認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は、狩猟税の納付が免除されます。
 (注3) 狩猟者の登録を受ける人が、狩猟者の登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に個人で許可捕獲等を行った場合又は従事者として許可捕獲等を行った場合は、上記の税率が2分の1になります。

★ 申告と納税 ★

狩猟者の登録を受ける際、狩猟者登録申請手数料と一緒に納付書により納めます。